

## 新規入所者等に対する健康管理実施要領

新規入所者及び長期収容に対する健康管理を下記の要領で実施する。

### 記

#### 1 目的

新規被収容者及び長期収容者に対して、診療室において看護師による健康チェックを基に検査を行い、集められたデータは診療時医師のより正確な診察に寄与するために利用する。

#### 2 検査項目<sup>\*1</sup>

- (1) 採血
- (2) 心電図検査
- (3) 検尿
- (4) 喀痰検査
- (5) レントゲン撮影

#### 3 検査対象者及び実施時期

##### (1) 当局入所時

看護師の執務時間中であっては入所手続後収容前に、執務時間外にあっては直近の、又はそれに近い看護師執務時間中に、看護師が健康管理のための聞取りを実施し、必要に応じて、前記2の検査の一部又は全部を実施する。

- ##### (2) 当局入所後約半年を経た者がその間に前記2に掲げる項目のうちいずれかを受けたことのない場合にあつては、その者に対して当該項目の検査及びその他の項目の一部又は全部を実施する。

#### 4 他施設における診察結果

全ての被収容者に関して、過去に診察を受けた事実の有無を確認し、これがある場合にあつては、その診察を担当した者(注：施設、機関を含む。)に各被収容者の既往症、使用している薬剤及び診療履歴を確認し、その結果及び関係資料を当局診療室に引き継ぐものとする。

\*1 レントゲン撮影は当局を除いて他の大規模局や収容所において撮影時期にばらつきがあるものの健康診断のために実施しているが、当局のレントゲン機材は、古くなり解像度もあまり期待できないので、当局においては採血による血液検査及び心電図検査に重点を置き、その他検査については看護師による聞取りチェックを基に適宜実施するものとする。当局のレントゲン機材の活用については、医師の指示により緊急性の低いものなどで実施するものとする。